

厚生労働省と公正取引委員会及び経済産業省との  
「下請保護情報ネットワーク」の創設について

平成20年12月2日  
公正取引委員会

現下の厳しい経済情勢を踏まえ、政府は、本年8月29日に「安心実現のための緊急総合対策」を、同年10月30日に「生活対策」を取りまとめている。これらの対策では、下請事業者保護の強化が重要な柱と位置付けられており、公正取引委員会は、下請事業者の多くが厳しい対応を迫られている状況を踏まえ、新たに「下請事業者支援特別対策」を実施し、下請取引の適正化の一層の推進を図ることとしている。

このたび、公正取引委員会は、この対策の一環として、経済産業省とともに厚生労働省との間において、下請事業者の保護のための「下請保護情報ネットワーク」（通報制度）を創設し、本日から実施することとした。

「下請保護情報ネットワーク」の概要は、別紙1及び2のとおり。

注) 「下請事業者支援特別対策」については、次のURLを参照。

(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.october/08100101.pdf>)

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話	03(3581)3373(直通)
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

## 厚生労働省と公正取引委員会及び経済産業省との「下請保護情報ネットワーク」の概要

### 1 「下請保護情報ネットワーク」の構造

#### (1) 通報制度

労働基準監督機関が事業場に対して監督指導を実施した結果、賃金不払等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請法第4条違反行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合

厚生労働省は、公正取引委員会又は経済産業省に通報する。

#### (2) 相談窓口の教示等

労働基準監督機関が下請法に関するパンフレット等を配布する等により、中小企業に対して、相談・申告窓口を教示する。

### 2 通報の対象となる事案

労働基準監督機関が事業場に対して監督指導を実施した結果、労働基準法第23条(金品の返還)、第24条(賃金の支払)若しくは第37条(割増賃金の支払い)又は最低賃金法第4条(最低賃金の支払)のいずれかの法違反が認められ(軽微な法違反を除く。)、当該違反の背景に下請法第4条違反行為が存在しているおそれのある事案(下請事業者が通報を希望した場合に限る。)

### 3 通報の方法・時期

#### (1) 労働基準監督機関

事案を把握した都度、都道府県労働局へ報告し、都道府県労働局は、速やかに厚生労働省本省へ報告する。

#### (2) 厚生労働省本省

公正取引委員会又は経済産業省あてに速やかに通報する。

### 4 その他

厚生労働省、公正取引委員会及び経済産業省は、通報事案に係る情報管理を適切かつ厳重に行い、秘密保持に万全を尽くす。

# 厚生労働省と公正取引委員会・経済産業省との通報制度について

